

令和 7 年度

奈良市サテライトオフィス誘致（魅力発信）事業業務委託

仕様書

令和 7 年 6 月

奈 良 市

令和7年度 奈良市サテライトオフィス誘致（魅力発信）事業業務委託仕様書

1. 適用

本仕様書は、奈良市（以下、「発注者」という。）が受託者に委託して実施する令和7年度奈良市サテライトオフィス誘致（魅力発信）事業業務委託について必要な事項を定めるものとする。

2. 本業務の目的

本市では、企業の集積及び雇用機会の増大を図ることによる産業の活性化を目的に企業誘致の取組を実施している。企業誘致の取組を進める中では、本市における大阪や京都への交通アクセスの良さや優秀な人材の豊富さ、自然災害リスクの少なさ、さらに一定の都市機能を持ちながら、世界遺産でもある自然や文化財が市街地のすぐそばに存在しているクリエイティビティ溢れる環境が他都市にはない特性として高く評価されている。これらの特性から、本市はサテライトオフィスの立地先として適しているが、観光や住みやすいまちとしてのイメージが先行し、「働くまち」としての認知度が不足しているのが現状である。

本業務では、本市が誘致対象とする企業の経営課題を抽出・分析したデータを用いて立案するマーケティング戦略に基づき、企業の経営課題に対し“最適解として提案可能な奈良市の強み”を伝えるコンテンツを制作・情報発信することで、誘致対象企業のリードを獲得するとともに、「働くまち」としての本市の認知度向上を図ることを目的とする。

3. 予算概要

4,800,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

4. 履行期間

自 契約締結後

至 令和8年3月31日（火）（成果物については別途期限を定めるものとする。）

5. 業務の内容

（1）企業誘致に関連したマーケティング戦略の立案及びコンテンツ制作

本市が誘致対象とする企業（※1 以下、「対象企業」という。）が抱える経営上の課題や、地方にサテライトオフィスを開設する意思決定の過程で必要とする情報を抽出・分析したうえで、“それらに対応する奈良市の強み”をPRしていくためのマーケティング戦略を立案し、当該戦略に基づき新規コンテンツを制作すること。コンテンツ制作の際には、以下アからウに掲げる事項を重視すること。

ア. コンテンツマーケティング（※2）の視点を持つこと。

イ. 本市がこれまで作成してきた企業誘致特設サイト（※3）や、当該サイトに掲載しているインタビュー記事（※4）、日本仕事百貨でサテライトオフィスプロジェクト with 奈良市（※5）の情報を有効に活用すること。

ウ. 企業誘致特設サイトや公式 SNS での活用を目的とした視覚的に捉えやすいストーリー性のある新規コンテンツを制作すること。

(作成必須コンテンツ)

本市が「人材確保」に優位なまちであることを示す以下のアンケート調査データに基づくコンテンツ

- ・潜在的な地域雇用データ（奈良市付近での就職・転職を希望する、対象企業の業種にマッチする即戦力人材や大学生等）
- ・奈良市誘致企業の雇用状況調査（雇用者数、離職率、企業経営者や従業員の満足度 等）

(※1)

以下のいずれの条件も満たす企業

- ・IT・クリエイティブ企業（詳細については別紙1のとおり。利便性の高い都市のすぐそばに1,300年以上受け継がれてきた歴史・文化・自然が在り、それらからインスピレーションを得ながらクリエイティブな仕事をするのに適した企業。）
- ・補助金の交付申請時において3年以上継続して事業を行っており、常勤雇用者を5人以上雇用していること。
- ・奈良県内に本社及び事業所を設置していないこと。

(※2)

対象企業の奈良市へのサテライトオフィス設置意向を高めていくことを目的として、対象企業の経営上の課題を抽出・分析し、奈良市が発信したい情報を誘致対象企業へ到達させるためにどのようなコンテンツの制作やSNS運用等の広報活用が最適かを検討して戦略的に組み立てること。

(※3)

「働くまち」としての本市の魅力およびサテライトオフィスの設置を検討する企業が必要とする情報の発信力を強化するため、令和5年度に制作したサイト。

企業誘致特設サイト：<https://www.city.nara.lg.jp/site/ricchi/>

(※4)

「人」を通して本市の魅力を発信するコンテンツ。奈良市進出企業の代表や、本市と連携協定を締結する学術機関の教員等にインタビュー取材し制作。

インタビュー記事一覧：<https://www.city.nara.lg.jp/site/ricchi/183484.html>

(※5)

「場所」を通して本市の魅力を発信するコンテンツ。奈良市に移住して8年目の編集者が、3つのエリア毎のコミュニティ・企業・オフィス・物件を取材し制作。

つくる？サテライトオフィス社員も社長も会社も変わる：

<https://shigoto100.com/column/satellite-nara>

(2) 企業との信頼関係構築に向けたSNS運用及びオンラインイベントの企画

今年度新たに作成する本市の企業誘致に関連した情報発信を行うSNSアカウント「INVEST IN NARA（仮称）」（Facebook、X、LinkedIn等最大3媒体により運営予定）（以下、「SNS」という。）を5.（1）に記載の立案戦略に基づき本市と共同で運用し、アからエに掲げる事項を重視したSNSコンテンツの制作及び情報発信に取り組むこと。

ア. コンテンツマーケティングの視点を持つこと。

イ．対象企業の課題を改善するきっかけとなるような切り口で、奈良市進出企業の成功事例等、奈良市にサテライトオフィスを設置するメリットを感じてもらえる情報発信により、奈良市への関心を高めること。

ウ．単発の発信に止まらず、連載形式の発信にするなど、継続して関心を持ってもらうための工夫をすること。

エ．定期的に発注者と協議し、発信内容の効果検証と改善を重ねながら、事業効果を高めていくこと。

また、対象企業の経営者とのネットワークが豊富で、奈良にゆかりのある方との繋がりを活かした「働くまち」としての本市の認知度向上を図るオフラインイベントを東京等集客に効果的な立地で1回以上開催し、新たなリード獲得及び企業との信頼関係構築を図る機会をつくること。なお、対象者、イベント日時、場所、参加費等については、発注者と協議のうえ決定すること。

【要求水準】 SNS 更新数：週 2 回程度を目安に立案戦略やコンテンツ内容によって都度協議
リード獲得（※6）数：20 件

（※6）

本市へのサテライトオフィス開設を検討する目的で、本市と対面もしくは Web 上で打合せを行うこと。

（3）独自提案

（1）～（2）以外に本業務と関連する企業誘致のための独自提案を行うことができる。ただし、提示した予算額の範囲内で、かつ、業務委託期間内に実施し完結できる提案であること。

6．業務体制

（1）本業務全体の企画及び運営の責任者として1名配置し、業務遂行管理及び連絡調整等の統括業務を行うこと。責任者は本市の現状や特色、各種施策・制度を理解し、業務を遂行する能力を有した者を配置すること。

（2）契約期間中は、本事業の進捗管理及び発注者と情報共有を随時行える体制を整備し、会議等の調整を速やかに行える体制を整えること。

7．打合せ協議

本業務を適正かつ円滑に実施するため、必要に応じて打合せ協議を実施すること。なお、議事録を作成し、次の打合せ協議までに本市にデータで提出すること。

※オンラインでの打合せでも可とする。

8．成果品

本業務の実施にあたり、成果品は次のとおりとする。

（1）業務委託実績報告書※議事録を含む（紙媒体1部及び電子データ1式）

（2）分析結果に基づくマーケティング戦略立案書（電子データ1式）

（3）作成必須コンテンツに係るアンケート回答及び集計結果（電子データ1式）

- (4) 本業務において制作したコンテンツデータ（電子データ1式）
- (5) オフラインイベント開催レポート（電子データ1式）
- (6) その他発注者が受注者と合意のうえ、成果品として提出を求めるもの

9. 業務上の留意事項

受託者は、業務履行にあたり、契約書に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 基本事項

- ① 業務の実施に関しては、関係法令を遵守すること。
- ② 業務の実施にあたり、受託者は発注者と十分に協議及び連携し、その指示及び監督を受けなければならない。
- ③ 業務の実施に必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。
- ④ 本業務において、本仕様書に記載のない事項、又は疑義が生じた場合は、双方協議の上、発注者の指示に従うものとする。

(2) 再委託

- ① 業務の全部を第三者に再委託しないこと。業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ発注者に対して届出を行い、承認を得ること。
- ② 受託者は、業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先に対し、本仕様書に定める受託者の義務と同様の義務を負わせるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果に対して責任を負うものとする。

(3) 成果品の使用等

- ① 成果品の著作権は発注者に帰属するものとし、発注者が独自に加工、コピーし、ホームページの作成、製本及び印刷等を行い、公表できるものとする。受託者は発注者の承認を受けずに他に公表、貸与、使用してはならない。
- ② 受託者は、第三者の著作物を使用する場合、発注者が成果品をいかに使用しても、第三者からの権利の主張がない状態で納品すること。

(4) 契約不適合責任

業務完了後、成果品に不良箇所が発見された場合は、受託者の責任において無償で修正を行うものとする。

(5) 守秘義務

受託者は、発注者から提供された情報（文書、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物及び提供された情報をもとに作成された資料を含む。）及び業務上知り得た秘密を、業務委託期間中はもとより、業務が完了した後においても、他に漏洩してはならない。

(6) 個人情報の保護

本業務の実施にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び奈良市情報セキュリティ基本方針を遵守すること。

10. 担当課（問合せ先）

奈良市 観光経済部 産業政策課

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目 1-1（奈良市役所北棟 2 階）

電話：0742-34-4741（直通） 担当：高田・藤井・山本

E-Mail：ricchi-nara@city.nara.lg.jp

別表第 1

事業	内容
情報通信業	日本標準産業分類（令和 5 年総務省告示第 256 号）に規定する大分類（以下「大分類」という。）－G 情報通信業のうち、以下に掲げるものをいう。 (1) 中分類 37－通信業 (2) 中分類 39－情報サービス業 (3) 中分類 40－インターネット附随サービス業 (4) 中分類 41－映像・音声・文字情報制作業のうち、デジタル技術を用いてコンテンツの制作及び配信を行う事業 (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、情報通信業として市長が認める事業
学術研究、専門・技術サービス業	大分類 L－学術研究、専門・技術サービス業のうち、以下に掲げるものをいう。 (1) 小分類 711－自然科学研究所 (2) 小分類 726－デザイン業 (3) 細分類 7281－経営コンサルタント業 (4) 小分類 731－広告業 (5) 細分類 7421－建築設計業 (6) 小分類 743－機械設計業
サービス業	大分類 R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、以下に掲げるものをいう。 (1) 細分類 9291－ディスプレイ業 (2) 細分類 9294－コールセンター業
その他 AI、IoT 等のデジタル技術を活用した事業	以下に掲げる事業で、かつ、AI、IoT 等のデジタル技術を活用したものをいう。 1 大分類 K－不動産業、物品賃貸業 (1) 細分類 7011－総合リース業 (2) 小分類 702－産業用機械器具賃貸業 (3) 小分類 703－事務用機械器具賃貸業 2 大分類 L－学術研究、専門・技術サービス業 (1) 細分類 7442－非破壊検査業 3 大分類 P－医療、福祉 (1) 細分類 8361－歯科技工所 4 大分類 R－サービス業（他に分類されないもの） (1) 中分類 90－機械等修理業（別掲を除く） (2) 中分類 91－職業紹介・労働者派遣業 5 上記に掲げるもののほか、地域における産業の高度化と雇用の促進が相当程度図られるものとして市長が認める事業
バックオフィス業	経理、総務、人事、会計等の管理業務及び書類の収発、データ入力等の事務作業等の間接的業務を集約的に行う事業。